

令和4年度 第2回

境港市国民健康保険運営協議会

日 時 令和4年12月22日(木)

午後1時30分～

場 所 境港市役所 第一会議室

～～～ 日 程 ～～～

1.開 会

2.会長あいさつ

3.市民生活部長あいさつ

4.委員出席状況報告

5.議事録署名委員の選任

6.協議事項

令和5年度国民健康保険税について

(1)国民健康保険の状況について … 1頁

(2)国民健康保険税率の見直しについて(案) … 3頁

(3)国民健康保険税率の見直しについて(参考資料) … 4頁

7.その 他

8.閉 会

(1) 国民健康保険の状況について

1 国民健康保険の現状と課題

平成30年度に国民健康保険が都道府県化され、財政運営の責任主体が県へ移行し5年目となりました。令和4年度から、県と市町村で、保険税(料)水準統一に向けた調整が始まっており、令和5年度末には保険税(料)水準統一に向けたロードマップができる予定です。

国民健康保険の被保険者は、後期高齢者医療への移行や被用者保険の適用拡大などにより全国的に減少が進んでおり、国民健康保険事業の運営健全化が課題となっています。

本市においても、その傾向は同様であり、保健事業の推進、医療費適正化への取り組み、適正賦課と収納率向上への取り組みを軸として事業運営の健全化に努めていますが、医療費水準は依然として高く、県内でも高い保険税となっているため、被保険者の負担軽減が課題となっています。

2 経過

- 平成30年4月
- ・現行の国民健康保険税に改定(資産割廃止)
 - ・国民健康保険制度の見直しにより、財政運営の責任が市町村から県に移行

3 令和3年度決算及び今後の見通しについて

保険給付費の財源となる前期高齢者交付金の増加等により、市が県に納める事業費納付金が減少したことで、令和3年度決算は大幅な黒字となりました。令和4年4月1日以降は、法改正により県の財政安定化基金に財政調整機能が付与され、過年度決算剰余金を県全体の納付金減算に充てることにより県全体の納付金額が減少しています。これにより、本市の納付金も令和元年度から令和3年度にかけ、大きく減少しており、令和4年度も保険税の収納率が前年度並みであれば、収支に余剰が生じる見込みです。

しかしながら、団塊の世代の後期高齢者への移行により、被保険者数は年々減少を続け、今後も厳しい財政運営が予測されます。

◆現行保険料と標準保険料の比較

		現行保険料			標準保険料		
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
令和4年度	医療分	8.68%	25,600	30,000	6.73%	28,372	18,853
	支援分	2.75%	7,700	8,000	2.57%	10,515	6,987
	介護分	2.62%	9,400	6,000	2.43%	12,127	6,009
令和3年度	医療分	8.68%	25,600	30,000	6.95%	28,750	19,853
	支援分	2.75%	7,700	8,000	2.67%	10,800	7,458
	介護分	2.62%	9,400	6,000	2.43%	12,357	6,069
令和2年度	医療分	8.68%	25,600	30,000	8.84%	36,095	25,316
	支援分	2.75%	7,700	8,000	2.66%	10,689	7,497
	介護分	2.62%	9,400	6,000	2.58%	13,283	6,428

※医療と支援分はすべての人に、介護分は40歳以上65歳未満の人に賦課されます。

医療分…国民健康保険の基礎課税額（国民健康保険に要する費用）

支援分…後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等の納付に要する費用）

介護分…介護納付金課税額（介護納付金の納付に要する費用）

◆本市の国民健康保険税（医療分）の状況〔県内19保険者中〕

	現行	県内順位	県平均	最高	最低
所得割	8.68%	3位	7.21%	9.91%	5.50%
均等割	25,600円	6位	23,815円	28,600円	18,900円
平等割	30,000円	1位	20,775円	30,000円	14,000円

所得割…前年（1月～12月）の所得に応じて計算されるもの

均等割…加入者の数に応じて計算されるもの

平等割…1世帯に定額でかかるもの

(2) 国民健康保険税率の見直しについて（案）

本市の令和3年度決算は大幅な黒字となり、令和4年度末には国民健康保険基金の残高が4億円を上回る見込みとなっています。令和5年度の仮算定時点の納付金額は、令和4年度より減少しており、現行の所得状況のまま保険税率を据え置くと、余剰金が生じると見込んでいます。この納付金の将来の増減を見通すことはできませんが、被保険者の負担軽減を図るため、保険税率の引き下げも含めた見直しが必要であると考えています。

【案】保険税率を次のとおり改める。

		現行保険料			標準保険料		
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R5 (案)	医療分	8.00%	25,600	25,000			
	支援分	2.75%	7,700	8,000			
	介護分	2.62%	9,400	6,000			
R4	医療分	8.68%	25,600	30,000	6.73%	28,372	18,853
	支援分	2.75%	7,700	8,000	2.57%	10,515	6,987
	介護分	2.62%	9,400	6,000	2.43%	12,127	6,009

◆保険税率改定の考え方

- ・ 県内で高い水準となっている医療分の所得割と平等割を引き下げます。
- ・ 医療分の納付金は被保険者数の減少に伴い、減る傾向ではありますが、給付とのバランスを保つため、引き続き収納率向上や保健事業、医療費適正化に取り組みます。
- ・ 令和5年度末には、県内保険料統一のロードマップができる予定であるため、その動向をみながら、引き続き保険料率の見直しを行います。

(3) 国民健康保険税率の見直しについて(参考資料)

1 保険税率改定の影響(現行と見直し後の比較)

賦課総額 約 3,300 万円(6.1%)の減

2 世帯ごとのシミュレーション(単位:円)

パターンA(30代夫婦、世帯主所得200万円、未就学児2人)

	現行	改定(案)	差額
医療分	221,716	207,040	△14,676
支援分	68,055	68,055	0
介護分	0	0	0
計	289,771	275,095	△14,676

パターンB(40代夫婦、世帯主所得200万円、子ども2人)

	現行	改定(案)	差額
医療分	242,196	227,520	△14,676
支援分	74,215	74,215	0
介護分	60,974	60,974	0
計	377,385	362,709	△14,676

パターンC(70歳単身、年金収入150万円)

	現行	改定(案)	差額
医療分	16,680	15,180	△1,500
支援分	4,710	4,710	0
介護分	0	0	0
計	21,390	19,890	△1,500